

個人住民税に関する Q&A

Q1. 今年3月に倉敷市から市外へ引っ越したのに、倉敷市から納税通知書が届いたのはなぜですか？

A1. 個人住民税（市民税・県民税）は、毎年1月1日に住民登録がある市区町村で課税される税金です。したがって、1月2日以降に新しい市区町村へ引っ越された場合でも、その年度の個人住民税は1月1日時点で住民登録のあった倉敷市で課税されることとなります。新しい市区町村で課税されるのは、次の年度からとなります。

Q2. 会社を退職して現在無収入ですが、今年度の個人住民税を納付する必要があるのはなぜですか？

A2. 個人住民税は、前年の1月から12月までの所得に対して課税されます。したがって、退職して無収入でも、前年に一定以上の所得があれば、今年度の個人住民税が課税されます。

Q3. 毎月の給与から個人住民税が天引きされていましたが、退職した後の納付はどうなるのですか？

A3. 給与から個人住民税が天引き（特別徴収）されていた方が退職した場合、退職後の納付方法は、以下のいずれかの方法になります。

- 一括徴収：退職時に残りの税額をまとめて給与から徴収し、事業所が納付します。
- 普通徴収：市区町村から送付される納付書で、ご自身で納付していただくこととなります。

いずれの場合も、会社から市区町村へ「異動届出書」が提出され、手続きが行われます。

Q4. 前年度に比べて、個人住民税額が増額している理由がわからないのですが？

A4. 個人住民税額は、市区町村が収集した資料（給与支払報告書、確定申告書など）に基づいて計算されます。税額が増加した要因としては、一般的に以下のものが考えられます。

- 所得の増加：前年よりも給与収入や事業収入が増加した場合。
- 所得控除の減少：扶養親族の減少、医療費控除の減少、生命保険料控除の減少など、所得控除額が減少した場合。
- 税額控除の減少：住宅ローン控除や寄附金控除（例：ふるさと納税）など、税額控除額が減少した場合。
- 税法の改正：税率や控除額などが改正された場合。

Q5. 亡くなった配偶者に対する個人住民税は支払わなければならないのでしょうか？

A5. 納税義務者であるかどうかは、その年の1月1日（賦課期日）現在で判断します。具体的には、1月1日以前に死亡された方は納税義務が生じませんが、1月2日以降に死亡された場合、その年度分の納税義務はその時点で消滅するのではなく、その方の相続人に承継され、納めていただくこととなります。

Q6. 納税通知書封筒に複数枚の納付書が同封されていますが、どのように納付するのでしょうか？

A6. 納税通知書には、通常、以下の2種類の納付書が同封されています。

- **全期前納用:** 全期分(第1期~第4期)の税額をまとめて納付するための納付書です。
- **期別納付書:** 各期(第1期、第2期、第3期、第4期)ごとに税額を納付するための納付書です。

どちらかの納付書を使用して納めてください。

通常、7月以降に送付される納税通知書には、全期前納用は同封されません。

Q7. 今年になって再就職しましたが、特別徴収(給与天引き)に変更できますか？

A7. 現在新しい会社に就職または再就職され、給与からの天引き(特別徴収)を希望される場合は、納税通知書を持参のうえ、会社の給与事務担当者の方へご相談ください。会社から市区町村へ特別徴収への変更の申し出があれば、給与からの天引きに変更することができます。ただし、納期限が過ぎている税額については、給与天引きへの切り替えができません。

Q8. 以前より同じ事業所で勤めていますが、個人住民税がなぜ給与天引きにならなかったのでしょうか？

A8. 以下の理由により、給与天引き(特別徴収)とならない場合があります。

- 給与の支払いが不定期である。
- 給与が少額である。
- 従業員数が少ないため、会社が特別徴収の義務を負わない(ただし、原則として、すべての会社は特別徴収を行う必要があります)。

給与天引きへの切り替えを希望される場合は、会社の給与事務担当者の方へご相談ください。

Q9. 給与からの特別徴収または公的年金からの特別徴収中であるのに納税通知書が届いたのはなぜですか？

A9. 給与所得や公的年金所得以外に、事業所得や他の所得が有る場合、給与所得や公的年金所得以外にかかる分の市民税・県民税額を普通徴収として納めていただく場合があります。また、公的年金収入のみの方でも、公的年金からの特別徴収(年金天引き)と普通徴収と別々の方法で納めていただく場合があります。

Q10. 前年のアルバイト収入に対して税金はどうなりますか？

A10. アルバイト収入も所得となりますので、所得税と個人住民税が課税される場合があります。所得税は、年間の所得金額から所得控除額を差し引いた金額に対して課税されます。所得税には基礎控除や給与所得控除など様々な所得控除がありますが、これらの控除額を差し引いた結果、課税対象となる所得がなければ所得税は課税されません。

一方、個人住民税にも所得控除がありますが、所得税に比べて控除額が少ないため、所得税が課税されなくても個人住民税が課税される場合があります。

一般的に、アルバイト収入が年間103万円以下であれば所得税は課税されませんが、年間100万円を超えると個人住民税が課税される場合があります。

Q11. サラリーマンで個人住民税を給与天引き中ですが、昨年からの不動産所得の税金はどうなりますか？

A11. 給与所得以外に不動産所得がある場合、確定申告を行う際に、確定申告書の「住民税に関する事項」欄で、不動産所得にかかる個人住民税を給与から天引き（特別徴収）するか、ご自身で納付（普通徴収）するかを選択することができます。この選択がない場合は、原則として給与から天引きされます。給与とは別に自分で納付をご希望される方は、確定申告書で必ず選択してください。

Q12. 個人住民税の額は住んでいる市区町村によって違うのでしょうか？

A12. 個人住民税は、均等割と所得割で構成されています。

- **均等割:** 税金を負担する能力のある人全てが均等の税額を納めるもので、岡山県内の市町村は同じ金額です。(岡山県は「森づくり県民税」として県民税均等割に 500 円が加算されているため、採用していない県と比べ 500 円多くなっています)。
- **所得割:** 所得に応じて税額が計算されるもので、計算方法はほとんどの市区町村で変わりありません。

Q13. 結婚して配偶者の扶養親族になっていても個人住民税はかかるのですか？

A13. 個人住民税は、前年の合計所得金額に対して課税されます。したがって、現在結婚して配偶者の扶養親族になっている場合でも、前年中の合計所得金額が一定額（45 万円）を超えている場合は、個人住民税が課税されます。

配偶者控除の対象となるかどうかは、前年の 12 月 31 日の状況で判断されます。

Q14. 個人住民税のかからない種類の所得はありますか？

A14. 以下の所得は、非課税所得とされており、個人住民税は課税されません。

- 雇用保険による失業手当
- 労災保険による給付
- 遺族年金
- 障害年金
- 生活保護法による扶助

Q15. 収入金額と所得金額は同じ意味ではないのですか？

A15. 収入金額と所得金額は異なる意味を持ちます。

- **収入金額:** 収入の総額を指します。自営業の方の場合は、売上金額が収入金額となります。給与所得者の場合は、給与の総支給額が収入金額となります。
- **所得金額:** 収入金額から必要経費や所得控除を差し引いた金額を指します。自営業の方の場合は、収入金額から仕入費用や事業に必要な経費を差し引いた金額が所得金額となります。給与所得者の場合は、収入金額から給与所得控除を差し引いた金額が所得金額となります。

Q16. どのような場合に公的年金から個人住民税が特別徴収（公的年金から天引き）されるのでしょうか？

A16. 以下のすべての要件を満たす方が、公的年金からの特別徴収（年金天引き）の対象となります。

1. 当該年度の4月1日現在で65歳以上であること
2. 公的年金等の所得に対して個人住民税が課税されること
3. 老齢基礎年金等の年額が18万円以上であること
4. 介護保険料が公的年金から天引きされていること

公的年金からの特別徴収は、年金支給月の偶数月に実施されます。前年度から引き続き特別徴収を継続する年度は、4月・6月・8月は、前年度の年金所得に係る税額の2分の1の額の3分の1ずつを仮徴収し、10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額の合計を差し引いた残りの税額の3分の1ずつを天引きします。なお、介護保険料が年金から天引きされない方や公的年金等にかかる税額が老齢基礎年金等の額を超える方などは特別徴収の対象とはなりません。

Q17. 昨年65歳になった公的年金受給者ですが、納付書も送られてきましたがなぜですか？

A17. 新たに公的年金からの特別徴収が開始される年度は、年間の公的年金等に係る個人住民税額の半分の、納付書または口座振替で納めていただき、残りの半分が10月、12月、2月の年金から天引きされます。

Q18. 今まで公的年金から引き落としされていたのに納税通知書が届いたのはなぜですか？

A18. 以下の理由により、公的年金からの特別徴収が中止され、納税通知書が送付される場合があります。

- 死亡により公的年金の支給が停止された場合
- 年金保険者から徴収不能の通知があった場合
- 市外へ転出した場合
- 税額が変更になったことにより、公的年金からの特別徴収を継続できなくなった場合

なお、税額の変更により公的年金からの特別徴収が中止になった場合は、原則として、令和8年10月より公的年金からの特別徴収が再開されます。

Q19. 公的年金からの個人住民税について特別徴収を中止してもらうことはできますか？

A19. 地方税法に基づき、公的年金等に係る所得に対する個人住民税は、原則として公的年金から特別徴収することと定められているため、ご本人の意思で納付方法を選択することはできません。

Q20. 年金機構から届く支払通知の住民税の金額と違うのはなぜですか？

A20. 通知発送のタイミングや、通知されている期間の違い等の理由により金額が異なる場合があります。年金機構等から届く支払い通知の記載内容については、お問い合わせいただいてもお答えできない場合があります。

Q21. 個人住民税が非課税となるのはどのような人ですか？

A21. 個人住民税が非課税となるのは、以下のいずれかに該当する方です。

- 前年中の合計所得金額が、以下の算式で求めた金額以下である方
 $35 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 10 \text{ 万円} + 21 \text{ 万円}$
ただし、同一生計配偶者や扶養親族がない場合は、45万円以下であれば非課税となります。
- 生活保護法の規定により生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下である方

Q22. 前年中に給与収入があっても、個人住民税が課税されないとはどのような場合ですか？

A22. 前年中の給与収入が100万円（合計所得45万円）以下であれば、個人住民税は課税されません。（給与以外にも収入があった場合はこの限りではありません）。

Q23. 住民税と市・県民税、所得税はそれぞれ違う税金なのでしょうか？

A23. 住民税と市・県民税は同じものを指します。市・県民税は、市区町村が課税する「市民税」と、都道府県が課税する「県民税」を合わせた呼び方であり、一般的にこの二つの税をまとめて「住民税」と呼んでいます。

所得税は、国の税金（国税）であり、個人の所得に対して課税されます。したがって、住民税（市・県民税）と所得税は、課税主体も税の種類も異なる、別の税金です。